

公安委員会説明資料

令和7年6月4日

警務部警務課

夏季休暇取得期間の見直しに係る関係例規通達の一部改正について

項 目	内 容
概 要	夏季における多様な警察事象への適確な対応及び職員のワークライフバランスの一層の推進等を図るため、夏季休暇（特別休暇）取得期間を延長するもの。
改正対象	(1) 夏季休暇の取扱いについて（例規通達） (2) 新潟県警察会計年度任用職員取扱要領の制定について（例規通達） (3) 新潟県警察臨時的任用職員取扱要領の制定について（例規通達）
主 な 改正内容	現行において、7月1日から9月30日までの3か月間とされている取得期間を6月1日から10月31日までの5か月間まで取得可能とする改正を行う。 (1) 夏季休暇の取扱いについて（例規通達） <ul style="list-style-type: none"> ・ 夏季休暇は、6月1日から10月31日まで取得できる。 ・ 県知事部局の取扱いに準じていた短時間勤務職員（定年前再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員）及び育児短時間勤務職員の夏季休暇の取扱いに係る内容を加える。 (2) 新潟県警察会計年度任用職員取扱要領の制定について（例規通達）別表3－有給休暇－夏季休暇 上記(1)と同期間とする。 (3) 新潟県警察臨時的任用職員取扱要領の制定について（例規通達）別表－夏季休暇 上記(1)と同期間とする。
そ の 他	○ 国家公務員は、令和6年度から6月から10月まで夏季休暇の取得が可能。 ○ 県知事部局は、県警察の現行の取扱いと同様に7月から9月まで取得対象期間となっているが、県人事委員会規則に同期間の規定がなく、任命権者の判断に委ねている。
施 行 日	例規通達の発出即施行予定

公安委員会説明資料
令和7年6月4日
地域部地域課

夏期における水難防止対策の推進について

目 的	例年、夏期には県内外から多くの海水浴客等が訪れ、水難の多発が懸念されることから、昨年の発生状況を広報するとともに、各種水難防止対策を推進するもの。																																
推 進 期 間	令和7年7月1日（火）から8月31日（日）までの2か月間																																
昨年の発生状況 (数値は警察認知)	<p style="text-align: center;">【令和6年7月1日（月）から令和6年8月31日（土）】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">発生 件数</th> <th rowspan="2">水難 者数</th> <th colspan="4">内 訳</th> </tr> <tr> <th>死者</th> <th>行方不明者</th> <th>負傷者</th> <th>無事救出者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海 <small>(海水浴場含む)</small></td> <td>19</td> <td>32</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>用水路</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>20</td> <td>33</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 行為別水難者数 【海】 水遊び 20人 魚とり・釣り 4人 水泳 2人 ボート遊び 2人 作業中 1人 水難救助活動 1人 スキューバーダイビング 1人 サーフィン 1人 【用水路】 行為不明 1人</p> <p>2 居住地別水難者数 県外居住の水難者は 15人</p> <p>3 水難者の全体における年齢割合 中学生以下が 9人で全体の約 3割を占めた（平均年齢 35.5歳）</p> <p>4 男女比 男性 29人 女性 4人</p>		発生 件数	水難 者数	内 訳				死者	行方不明者	負傷者	無事救出者	海 <small>(海水浴場含む)</small>	19	32	8	0	6	18	用水路	1	1	1	0	0	0	合 計	20	33	9	0	6	18
	発生 件数				水難 者数	内 訳																											
		死者	行方不明者	負傷者		無事救出者																											
海 <small>(海水浴場含む)</small>	19	32	8	0	6	18																											
用水路	1	1	1	0	0	0																											
合 計	20	33	9	0	6	18																											
推 進 事 項	<p>1 広報啓発活動の推進</p> <p>(1) 交番・駐在所発行の広報紙、県警X（旧ツイッター）、ラジオによる広報啓発活動の推進</p> <p>(2) 海水浴場関係者、レジャー・スポーツ遊具販売業者等に対する管理者対策の実施</p> <p>2 関係機関との連携 自治体、海上保安庁等と連携した水難防止対策の推進</p> <p>3 パトロールの強化</p> <p>(1) 水難危険箇所への立ち寄り警戒や声かけの実施</p> <p>(2) 県警ヘリコプター、県警警備艇によるパトロールの実施</p> <p>(3) 臨時交番の開設によるパトロール活動</p>																																
県民への注意事項	別添資料参照																																

昨年の夏期における県内の水難は、

3日に1件発生

中学生以下の子どもの割合

4人に1人

令和6年7月1日～8月31日までの2ヵ月間（62日間）に20件33人、1日当たりの発生件数は、0.32件となります。

水難者33人のうち、中学生以下が9人と、全体の水難者の27%にあたります。



飲酒したら
絶対泳がない



子どもから
目を離さない



高波や遊泳
禁止場所では
泳がない

大人も子どももライフジャケットの着用は忘れずに



公安委員会説明資料
令和7年6月4日
地域部地域課

夏期における山岳遭難防止対策の推進について

目 的	例年、夏期には県内外から多くの登山者等が訪れ、山岳遭難の多発が懸念されることから、昨年の発生状況を広報するとともに、各種山岳遭難防止対策を推進するもの。																																
推進期間	令和7年7月1日（火）から8月31日（日）までの2か月間																																
昨年の発生状況 (数値は警察認知)	<p style="text-align: center;">【令和6年7月1日（月）から令和6年8月31日（土）】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">発生 件数</th> <th rowspan="2">遭難 者数</th> <th colspan="4">内 訳</th> </tr> <tr> <th>死者</th> <th>行方不明者</th> <th>負傷者</th> <th>無事救出者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登 山</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 (溪流釣り)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>17</td> <td>17</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 態様別遭難者数 【登山】 転倒5人 滑落3人 疲労3人 道迷い2人 病気2人 転落1人 【その他（溪流釣り）】 道迷い1人</p> <p>2 居住地別遭難者数 県外居住の山岳遭難者は11人</p> <p>3 山岳遭難者の全体における年齢割合 65歳以上が5人で全体の約3割を占めた（平均年齢は52.5歳）</p> <p>4 男女比 男性9人 女性8人</p>		発生 件数	遭難 者数	内 訳				死者	行方不明者	負傷者	無事救出者	登 山	16	16	1	0	7	8	そ の 他 (溪流釣り)	1	1	0	0	1	0	合 計	17	17	1	0	8	8
	発生 件数				遭難 者数	内 訳																											
		死者	行方不明者	負傷者		無事救出者																											
登 山	16	16	1	0	7	8																											
そ の 他 (溪流釣り)	1	1	0	0	1	0																											
合 計	17	17	1	0	8	8																											
推進事項	<p>1 広報啓発活動の推進</p> <p>(1) 交番・駐在所発行の広報紙や県警ホームページ、県警X（旧ツイッター）、ラジオによる広報啓発活動の推進</p> <p>(2) 登山口等における安全登山指導の実施</p> <p>2 関係機関との連携</p> <p>(1) 自治体や施設管理者に対する登山指導標設置等の働きかけ</p> <p>(2) 消防との合同訓練や山岳遭難防止対策協議会等との合同登山道点検・整備の実施</p> <p>3 パトロールの強化</p> <p>(1) 登山道におけるパトロールの実施</p> <p>(2) 県警ヘリコプターによるパトロールの実施</p>																																
県民への注意事項	別添資料参照																																

昨年の夏期における県内の山岳遭難は、

4日に1件

※ 令和6年7月1日～8月31日までの2ヵ月間（62日間）に17件17人が遭難。1日当たりの発生件数は0.27件となります。



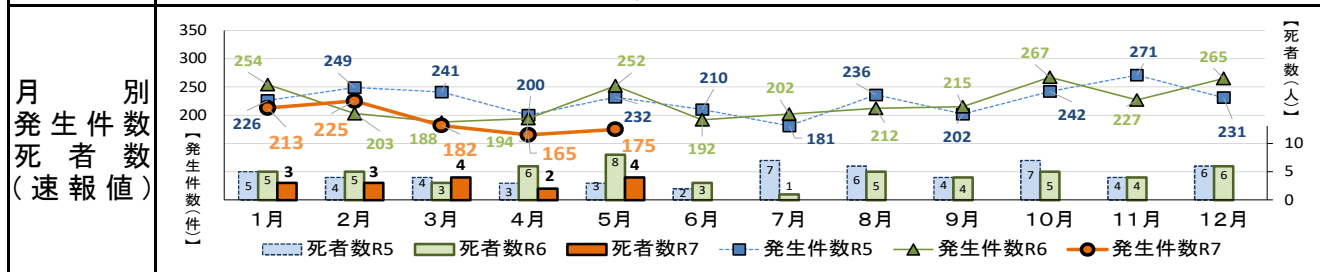
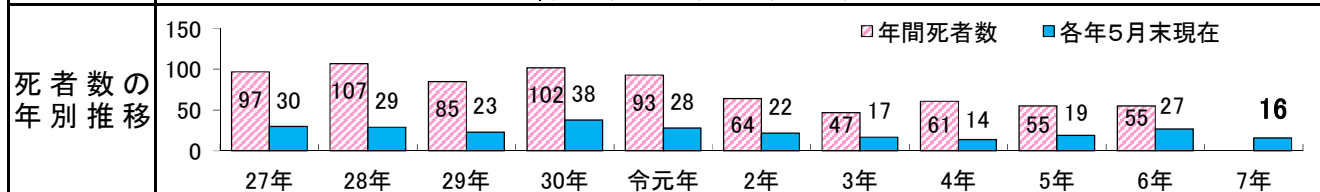
登山計画書の提出先

- ・インターネットによる提出
「YAMAP」「コンパス～山と自然のネットワーク」
- ・登山する山の最寄りの警察署
- ・新潟県警察本部地域部地域課
〒950-8553
新潟市中央区新光町4番地1
電話 025-285-0110 FAX 025-284-5301



令和7年5月末現在の交通事故発生概況等について

交通事故発生状況 (速報値)	● 県内(5月中) (累計)				● 全国死者数(累計)			
	発生件数	対前年比 増減数	対前年比 増減率	構成率	発生件数	対前年比 増減数	対前年比 増減率	構成率
発生件数	175	-77	-30.6%	75.0%	960	-131	-12.0%	56.2%
死者数	4	-4	-50.0%	-12.5p	16	-11	-40.7%	-0.2p
高年齢者	3	-4	-57.1%		9	-11	-55.0%	
負傷者数	218	-74	-25.3%		1,106	-125	-10.2%	
重傷者	40	+5	+14.3%		201	-9	-4.3%	
構成率	18.3%	+6.3p			18.2%	+1.1p		



○ 令和7年5月中の死亡事故発生状況

月日	曜日	時間	発生地	路線	事故概要
4月27日	日	13:00	上越市板倉区	市道	61歳男性運転の原動機付自転車が、路外逸脱し崖下に転落。 ※計上検討した結果、5月の計上となった。
5月12日	月	13:37	新潟市江南区	市道	23歳男性運転の軽乗用車が、23歳女性運転の軽乗用車(同乗75歳男性)と衝突。
5月13日	火	20:02	阿賀野市	国道	44歳女性運転の普通乗用車が、横断歩道を横断中の90歳女性歩行者と衝突。
5月26日	月	8:05	阿賀町	林道	普通乗用車が自然発車により後退し、運転席側にいた84歳男性が車ごと崖下へ転落。

※死者はゴシック体太字、網掛けは高齢者

○ 新潟県警×アルビレックス新潟「シニア安全強化日」交通情報板標語の決定について

1 概要

交通企画課では、高齢者の交通事故防止対策として、4月21日(月)から4月30日(水)までの間、「アルビレックス新潟」と「高齢者の交通安全・事故防止」の両方にちなんだ標語を募集していたが、このたび、365点の応募の中からアルビレックス新潟の選手4人が4点の標語を選定した。

採用された標語は、6月から12月までの「シニア安全強化日」の前後数日間に県内に設置されている交通情報板に順次表示する。

2 採用標語

- 31 堀米悠斗 選手 「広い視野 目視も完璧 ゴールまで」
- 8 宮本英治 選手 「おもいやり 連鎖で繋ぐ 事故防止！」
- 15 早川史哉 選手 「アイのある 運転シテル ニイガタ人」
- 99 小野裕二 選手 「手を高く 渡る合図と 勝利の拳」



3 その他

採用者には、標語を選定した選手の直筆サイン及び標語記載の色紙を持った選手の写真を送付する。

参 考